

政策的随意契約による役務の提供について（契約前公告）

福井県障がい者福祉計画印刷について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定による随意契約を行うので、福井県財務規則（昭和39年福井県規則第11号）第165条第2項第1号の規定により公告する。

令和5年2月17日

福井県知事 杉本 達治

記

1 契約の内容

- (1) 契約名称 福井県障がい者福祉計画 印刷
- (2) 物品内容 福井県障がい者福祉計画 500部
- (3) 仕様 別紙仕様書のとおり
- (4) 履行期間 令和5年3月1日から令和5年3月31日まで
- (5) 契約締結予定日
令和5年3月1日
- (6) 担当課及び履行箇所
福井県健康福祉部障がい福祉課 電話 0776-20-0338

2 契約の相手方の選定基準

福井県内に所在すること。

障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に規定する障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業（生活介護、就労移行支援または就労継続支援を行う事業所に限る。）を行う事業所または小規模事業所（障害者基本法（昭和45年法律第84号））等として指定されている施設であること。

3 契約の相手方の決定方法

- (1) 見積合わせを行い、予定価格の制限の範囲内で最低価格を提示した業者と契約する。
- (2) 見積書の提出が1社（施設）のみであった場合は、予定価格の制限の範囲内であるか確認のうえ契約する。

4 契約の申込みの方法

- (1) 提出期限 令和5年3月1日 12時
- (2) 提出先 住 所：福井市大手3-17-1
所 属：福井県健康福祉部障がい福祉課
連絡先：0776-20-0338

福井県障がい者福祉計画 仕様書

項目	仕様
素材	表紙：コート紙、本文：上質紙
寸法	A4判
記載事項	<ul style="list-style-type: none">・記載事項やレイアウトは別に交付する本文のとおりとする。・配置箇所等のレイアウトの変更は発注者の指示に従うものとする。・記載事項の修正および校正は、発注者、受注者双方の協議の上行うものとする。
その他	<ul style="list-style-type: none">・表紙はカラー印刷、本文はモノクロ印刷とする。・各ページに音声コードを挿入する。